

豊橋安全運転管理協議会だより 4月号

～ 伸び行く企業は安全運転から ～

【発行所】 豊橋安全運転管理者協議会事務局
豊橋市八町通五丁目9番地（八町地域福祉センター内3階）
☎0532-75-9594 メールアドレス: toyokann1209@outlook.jp

4月は、新年度スタートの月、多くの方が入学、就職、転勤など新しい生活をスタートさせる季節です。地理不案内な道を行かうドライバーや歩行者等が多くなりますので、心にゆとりを持って、より一層の安全行動を心がけ、悲しい事故を一件でも多く減らしていきたいですね。

新入社員を迎えられる事業所様も多いのではと思います。

新社会人として、車を運転する上での責任を自覚頂くために、改めて交通ルールの基本を守ることをお伝えしますよう宜しくお願い申し上げます。

◆ 横断歩行者の保護

横断歩道に近づいたら

横断しようとする人や横断中の人がいいたら



横断歩道直前で停止できるような速度で進み横断しようとする人がいないか確認しましょう！
※歩行者がいらないことが明かな場合を除く

必ず停止して歩行者を横断させましょう！



そのまま通過すると「**交通違反**」になります

横断歩行者等妨害等違反の反則金は

大型・中型・準中型車	12,000円
普通車	9,000円
二輪車	7,000円
原付	6,000円

◆ 飲酒運転の根絶（しない・させない・許さない）

飲酒運転の罰則・行政処分

酒酔い運転

罰則：**5年**以下の懲役又は**100万円**以下の罰金
行政処分：**免許取消し**（欠格期間3年）

酒気帯び運転

罰則：**3年**以下の懲役又は**50万円**以下の罰金
①身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.25mg以上
行政処分：**免許取消し**（欠格期間2年）
②身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.15mg以上0.25mg未満
行政処分：**免許停止**（停止期間90日）

呼気検査の拒否

罰則：**3ヶ月**以下の懲役又は**50万円**以下の罰金

◆ 運転中のスマホ使用禁止（罰則強化）

携帯電話の使用等（保持）

罰則：**6ヶ月**以下の懲役又は**10万円**以下の罰金
違反点数：**3点** 反則金：**1万8千円**（普通車）

携帯電話使用等により危険を生じさせた場合

罰則：**1年**以下の懲役又は**30万円**以下の罰金
違反点数：**6点** 反則金：**刑事罰適用**



春の交通安全運動が始まります**4月6日(日)～15日(火)**ご協力お願いします！

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底